

第 12 回議会改革特別委員会

日時：令和 6 年 4 月 17 日（水）午前 10 時 57 分～

場所：市役所 3 階 委員会室

◎今回の委員会では、次の事項について協議・検討を行いました。

1) 議員の兼業の報告義務について

政治倫理条例の中で、議員の兼業禁止に関する規定がされておらず。地方自治法改正による議員兼業について緩和されたことに伴い、兼業の実態について明らかにする旨の改正を行うため協議した。

改正内容は次のとおり

◎市民の代表者として高い倫理基準が課せられていることから、兼業等の実態について明らかにすることを規定すること。

議員は、議員の身分の他に、個人・法人の区分なく、継続的な報酬を伴う職又は報酬を目的とする職を得ている、もしくは得た場合は、議長に兼業報告書を提出する必要とした。

【主な項目内容】

（兼業の報告義務）

- ・主として収益事業を営む法人等
 - ・市の許認可が必要な事業を営む法人等
 - ・市から補助金を受け、又は受けようとする法人等
- を兼業した場合は報告する。

まとめ

上記により、6 月定例会において次の条例案を発議（委員会による）することに決定した。

- ・つがる政治倫理条例の一部を改正する条例案

その他、関連する規程についても所要の制定を行うことと決定した。

- ・つがる市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則案